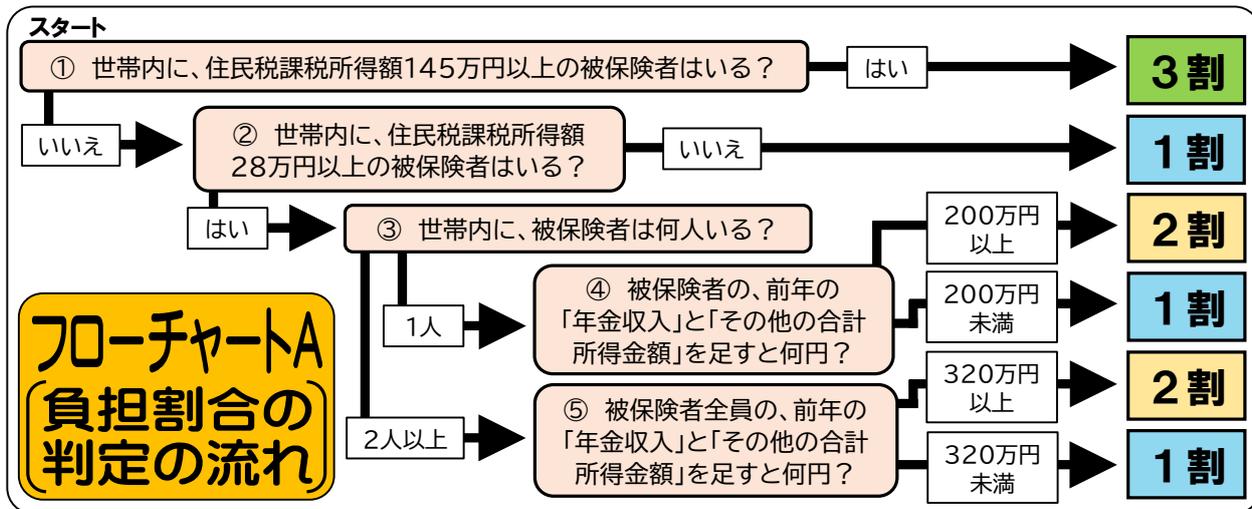


後期高齢者医療制度 一部負担金の割合について

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合は、その年の住民税課税所得額や、前年の収入額等に基づいて判定されます。判定の流れについては、下記のフローチャートAをご覧ください。

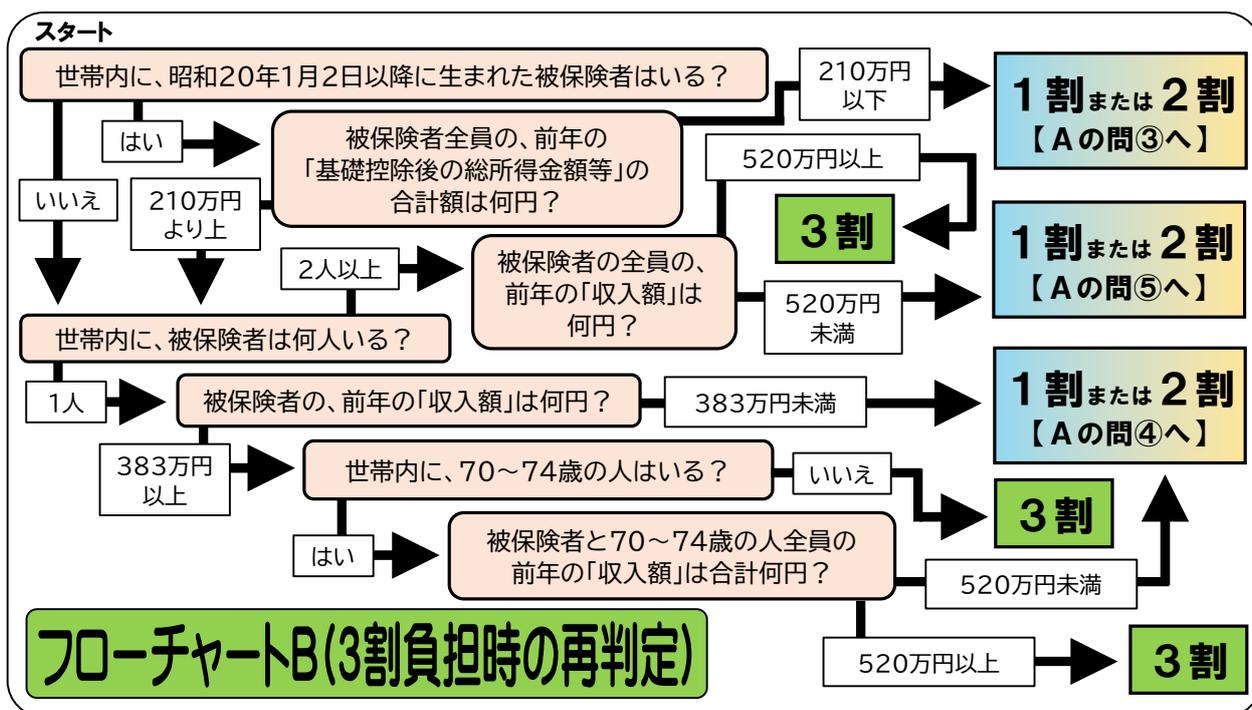


フローチャート内の用語について

住民税課税所得額	総所得金額等（収入金額－必要経費）から各種所得控除額（社会保険料控除等）を差し引いた額。
被保険者	後期高齢者医療制度の被保険者。（75歳以上の人および65～74歳で障害認定を受けた人）
年金収入	遺族年金や障害年金は含まない。
その他の合計所得金額	収入から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、公的年金の雑所得を除いた金額。

3割負担時の再判定について

上記のフローチャートAで「3割」と判定されたとき、特定の条件を満たす場合は、負担割合が「1割」または「2割」に再判定されます。再判定の詳細は、下記のフローチャートBをご覧ください。



フローチャート内の用語について

収入額	所得税法上の収入額。必要経費や特別控除を差し引く前の金額のこと。
-----	----------------------------------